

令和6年2月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年2月6日（火）10時
- 2 場 所 本館4階 第1委員会室
- 3 出席者 教育長 蔵元洋一
教育委員 河本直子、衛藤修身、八木秀和、太田かおり
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 教育部長 北原鉄也
教育部参事 森 秀輔
学校教育課長 船元幸徳
教育施設課長 清水秀一
生涯学習課長 亀井 誠
学校教育課課長補佐兼保健給食係長 野中康伸
学校指導課課長補佐 権藤信慶
学校教育課教育総務係長 秦 薫
- 6 傍聴人 7人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

定例教育委員会議事日程

令和6年2月6日（火）10時00分

1 会議録の承認

令和5年11月臨時教育委員会の議事録の承認

令和5年12月定例教育委員会の議事録の承認

2 報告事項

(1) 令和6年2月学校教育行事及び社会教育施設行事について

(2) 令和6年4月1日の機構改革に基づく要綱等の改正について

(3) 中間市北九州朝鮮初級学校・九州朝鮮中高級学校就学助成補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

(4) 学校部活動の地域移行について

3 協議事項

(1) 令和6年3月定例教育委員会の日程について

4 議決事項

(1) 第3号議案

中間市教育長の職務代理者に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則について

(2) 第4号議案

中間市中央公民館運営等に関する規則の一部を改正する規則について

(3) 第5号議案

中間市生涯学習センター運営等に関する規則を廃止する規則について

(4) 第6号議案

中間市中央公民館条例の一部を改正する条例に関する意見について

(5) 第7号議案

中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例に関する意見について

(6) 第8号議案

中間市教育委員会職員人事評価実施規則の一部を改正する規則について

[開会時刻：10時00分]

蔵元教育長 定刻となりましたので、令和6年2月定例教育委員会を開催いたします。
それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。
まず、会議録の承認でございます。
令和5年11月臨時教育委員会の議事録の承認並びに令和5年12月定例教育委員会の議事録の承認について皆様にお諮りいたします。
よろしいでしょうか。

教育委員 <承認>

蔵元教育長 それでは、報告事項に移ります。
令和6年2月学校教育行事及び社会教育施設行事について、それぞれ説明をお願いいたします。

森教育部参事 2月の学校行事について、ご説明いたします。
まず共通行事についてです。13日に学力向上検証委員会を行います。
本市では、令和3年度から3年間、県の学力アップ推進事業を受け、学力向上の取組の検証、改善を行ってまいりました。今回は、この3年間の取組の総括となる検証委員会です。各学校の校長、校区代表教頭、主幹教諭が集まり、これまでの取組について協議、総括を行い、県教育委員会の指導をいただきながら来年度以降のさらなる改善につなげていきます。
22日には、中間市初任者研修の閉講式を行います。本年度小学校9名、中学校3名、計12名の初任者の先生が、1年間の初任者研修を振り返ります。これからの教員生活に向けての新たなスタートとしての節目の場となります。
続いて各学校の行事です。
6日に、各小学校において入学説明会が行われます。今年も子どもたちの体験入学は行わず、保護者説明会のみとなっています。また、授業参観もそれぞれの日程で行われます。
底小では、8日に縦割り集会が行われます。
東小では、8日に東中と合同で人権研修が行われます。同和問題に係る部落問題学習カリキュラムの検証を行います。
中小では、2日に体育集会が行われました。全校で大縄跳びに取り組ん

だ成果を発表しました。

中学校では、先週末、私立高校の一般入試が行われ、昨日今日、合格発表が行われております。

それから、各中学校区で小中連絡会が行われます。これは、中学校の先生方が小学校6年生の授業の様子を参観し、児童の引き継ぎを行うものです。北校区についても、日程調整中でしたが21日に行われるよう決定しております。

東中では、21日に2年生の総合学習発表会が行われます。東中2年生が、「持続可能な観光の街、中間市をPRしよう」というテーマで探求的な学習に取り組んできました。その過程で、「中間市観光マップ」を作成して修学旅行時に京都で配布し、その後さらにブラッシュアップして中間市を紹介する動画を作成していました。その動画を公開する発表会が21日に開催されます。市長も出席される予定です。

以上が2月の主な学校行事です。

蔵元教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご意見ご質問はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 まず、共通行事についてです。27日に校長オンライン・ミーティングがあります。この時期にオンラインである必要がないと理解しています。オンラインであるのと、皆さんが膝をつき合わせてするのは全然違うと思います。あえてオンラインでされる理由がわかりましたら教えてください。

2点目ですが、小学校の読み聞かせについてです。大変良いことだと思います。読み聞かせをどの時間帯にされているのかと、教科との関係があるのかということ、また、どなたが読み聞かせの指導をされているのか教えてください。

3点目は、中学校の質問教室についてです。中間中の期末考査が3年生が15日、16日、それから1年生と2年生が20日、21日、22日と計画されていますが、3年の期末考査がある時に質問教室が組まれています。ということは、これは1、2年生対象の質問教室だろうと思います。他の3中学校は3年生の期末考査に向けても質問教室を設けていますが、中間中だけは3年生は質問教室の対象外になっているように思いますが、これはどのような意味があるのでしょうか。この質問教室の、主な対象学年等を詳しく教えてください。

4点目、総合学習発表会ということで、私も非常に素晴らしいと思う

内容の紹介をいただきました。珍しいことですから、報道機関で取り上げてもらえればありがたいと思います。報道機関に知らせが届いているのでしょうか。

森教育部参事 では、4点お答えいたします。

まず1点目、校長オンライン・ミーティングについてです。

こちらは北九州教育事務所が情報共有のために毎月行っている定例会でございます。教育長会でいろいろな内容を伝達された後に、それを確実に各学校長にできるだけ早い段階で伝えるために行われます。毎月行われることから校長の業務改善、負担軽減、それから学校教育の充実のために、オンラインで行われております。その他の校長研修会等は集合で行われるようになっておりますので申し添えます。

それから2点目、読み聞かせについてです。

小学校で行われておりまして、時間帯としては朝の活動の時間が多く使われております。朝の会の後、1時間目が始まるまでの10分間ぐらいのいわゆる朝自習と呼ばれていた時間ですが、その時間を使って行われます。従って教科に属するものではございません。子どもたちは情操教育、それからもちろん国語的な要素も含まれますけれども、感性を育むということも大きな目的でございます。それから、読み聞かせを行う方については、各地区の読書ボランティアの方々を中心に活動をしていただいております。日程につきましても読書ボランティアの方と学校とで調整して行われるようになっております。

3点目、中間中の3年生の質問教室の件です。まず質問教室というのは定期考査に向けた学力充実のための取組になります。

ご存知の通り、3年生は私立高校入試が終わった直後であり、これから公立高校に向けて最後の追い込みとなる時期であります。そのことから定期考査対策よりも、高校入試対策を第1に取り組んでいるところなので、定期考査対策としての質問教室という形ではなく、高校入試に向けての取組を中心に行っているということでございます。中間中に限らず北中、東中、南中においても、3年生は質問教室の対象とはなっておらず、公立高校に向けた取組をしっかりと行われております。

それから4点目の東中の総合学習発表会の報道機関へのPRはないのかということについてです。報道機関に声をかけているかどうかは確認が取れておりません。市長には、ぜひ聞いていただきたい、見ていただきたいということで招待をして、市の広報の方には動いていただけるようということまで、お声掛けまではしております。

報道機関等については、また確認をしておきたいと思います。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 東中の総合学習発表会についてです。NHKの番組で6時半から、小中学生が新たな取組をやったことが、紹介ということでほんのわずかな時間ですが、いろいろな取組を紹介されています。このように修学旅行も含めた一連の取組をされていることは、今までテレビで見たことがありませんので、報道されるのではないかなと感じます。できれば報道機関にも知らせた方が良いのではないかと思います。

森教育部参事 昨年度、南中で同じように修学旅行を活用した防災学習の取組がなされまして、これについては読売新聞等、新聞社何社かにPRして実際新聞に大きく掲載していただいております。そのようなことで子どもたちの頑張りや、学校の努力がいろいろ知っていただけるのはとても良い機会と思いますので、また学校に案内しておきたいと思います。ありがとうございます。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員 私から2点ほどお伺いしたい点と意見があります。まず、小学校で2月当初から授業参観が各校で行われています。あと学級懇談会がある学校、ない学校がありまして、私の息子が今東小におりまして、東小は事前にプリントも配布されて、インフルエンザの流行とコロナが増えているから、今回はありませんということで事前にお知らせがありました。ただ、北小は学級懇談会をすると載っていて、6校でバラバラになっているのかなと思います。学級懇談会を楽しみにしている保護者もいらっしやいまして、特に今回が学年最後の学級懇談会で保護者同士が一堂に会する機会というのはあまりないことです。今回のインフルエンザやコロナの流行というのはいたし方ないことですが、6校で足並みをそろえた方が良いのではないかと思います。2点目が、東中の総合学習発表会についてです。報道の件については、もちろんそうあったら良いと私も思いました。私の息子が東中の2年生におりまして、すごく良いと思ったのが親子間の会話が生まれたということです。息子もその動画づくりの一環で、何か役割を持たされており、中間市のレストランを紹介することになりま

して、「ちょっとあそこ連れて行って」とか、「お店の風景を撮って良いですか?」とか自分で聞いたり、そういう話を親子ですることができました。なかなか学校でやっていることが、私たちは普段仕事していると見えないところなのですが、今回はこんなことを今度やるんだというのも見えるし、親子の会話にもなります。実際やっていることが、中間市の観光マップを作るということで、中間市を知ろうとする姿勢も生まれます。そういう意味でも、子どもたちのためにもなるし、親子の関係づくりにもとても良いと感じました。これを中学校はもちろんですが、小学校の高学年まで広げたら、学校と子どもたちだけではなくて、親も含めた総合学習になると思ったので、ぜひ広げていただければと思います。

森教育部参事 ご意見ありがとうございます。

授業参観後の学級懇談会につきましては、コロナをきっかけになかなか開催できにくい状況がありましたが、各学校で可能な限り開催するようにはしてきております。基本的には行うようにしているところですが、学校によって感染状況が異なったりとか、それからどうしても学校規模の問題で、やっぱり規模が大きいとどうしても集まる人数が多くなるというところで、学校でより慎重な判断を今回してしまったのかなというところはございます。ただ、八木教育委員がおっしゃったように、私も学級懇談会自体が非常に大事な機会と考えます。保護者同士が、一緒に顔を合わせていろいろ話をする中で、また学校の教育活動にも大変有意義な時間になってまいりますので、ぜひまた積極的に開催できるように今後も働きかけてまいりたいと思います。

それから、総合的な学習の時間につきましては、いわゆる探求的な学習として、子どもたちが主体的に課題を見つけて、その解決のため友達と協力したり、地域と関わったりしながら、社会に繋がっていく学びとして非常に大事な機会になっております。その趣旨を踏まえた活動を今後も展開していけるように指導してまいりたいと思います。またこの取組については、ぜひ校長会議等で各学校が共有して生かせるところをどんどん広げていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。河本教育委員。

河本教育委員 質問が2点と意見が1点あります。

1点目は、東中の20日の夢授業の内容について教えてください。それ

から先日テレビでコロナが収まって、不登校の児童が増えてるということが取り上げられていました。中間市の今の状況はどうか教えてください。

それから、これは意見です。新入学の児童や生徒に対しての説明会や入学式は、親が一番緊張しているときなので、先生方の言葉が入りやすいときです。入学式の時に校長先生が、保護者に学校に入ったらどうあって欲しいかということ伝えて、それが成功して学校が安定することに繋がったということ研修で聞いたことがあります。だから、入学式が最も良いのかもしれませんが、2回言っても良いと思いますので、その新入学の児童や生徒に対しての説明会の時に、例えば保護者会等に今人数が集まらないので、ぜひ子どものために参加して欲しいということ伝えたりしてほしいと思います。それから、最近子どもが先生を尊敬しなくなったということが、教育の質を落としていると同窓生に指摘されます。私たちの時は、どんなに先生に怒られても、子どもが悪いという親の認識で、怒られたことを言えないような状況だったのが、今は先生に怒られたら、すぐ保護者が先生に「なぜうちの子が怒られたのか」などと言いに行くような状況なので子どもが先生の言われることを軽視するようになったということです。だから、先生を尊敬するようにということをお願いしたいのですが、それは先生から言いにくいかもしれませんので、例えば校長先生が、保護者の方に担任の先生を尊敬するようにということをお願い、保護者から子どもたちにそのことを伝えてもらいたいと思います。

森教育部参事

まず、夢授業でございます。こちらは職業人の方をお招きして、それぞれのブースを作り、その職業に向けての取組とかやりがいとか、そういうものを子どもたちに伝える学習になります。いわゆるキャリア教育の一環として行われるもので、大体10前後のブースが設けられて子どもたちが1つか2つ、時間に応じて、そのブースを回って、いろいろな話を聞きます。将来の自分の人生に向けての夢や希望が膨らむような取組でございます。

2点目、不登校の状況でございます。本市においても、やはり全国と同様に楽観できる状況ではございません。

今正確な数字を申し上げられませんが、昨年度に比べてやはり増えている状況ではあります。ただ、この状況については、学校のいわゆる教育課題として学校の中身の問題として取り組むべきものも多数あるのですが、学校だけではどうしても解決しようのない問題も非常に多く含まれ

ております。

そこで今、一番有効活用できているのは、スクールソーシャルワーカーと言われる立場の方です。社会福祉士の資格を持たれている方ですが、この方々が家庭支援や様々な関係機関との接続を教員と一緒に家庭訪問してくださったりします。このことによって、劇的に減ったということとはなかなか生み出せないのですが、子どもの状況は改善しているという報告は受けております。ですので、今現在不登校について先ほど仰ったようにコロナ禍がきっかけで増えているという状況には本市においても近い状況にございますが、その中で学校の努力、それから関係機関の補助力のおかげで、できる限りそこを抑えられているという形ではございます。

それから、説明会等での保護者への啓発です。各学校でももちろん校長先生、教頭先生が入学に向けてこういうところをしっかりとしてほしい、入学したらこんなところが大事ですという話は丁寧に行っていただいております。

先生を尊敬しなくなったというところは、価値観の多様化というか、以前は学校が言うことが正しいという社会であったのではないかと思いますけれども、現在はいろいろな価値感があって、それぞれのお立場でとらえられる物事を尊重することが大事だと考えますので、保護者からの見方、子どもたちからの見方、教員の立場からの見方、それぞれがしっかりとある中でそれをいかに整合させていくのか、折り合いをつけるのか、そこが大事なのかと思っております。とはいえ、学校教育として求めるものもございますので、それはきちんと伝えていくようにしておりますので、今後もそれは続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

河本教育委員 先程の不登校の問題ですが、テレビで天童市と熊本市が不登校に対していろいろな取組をやっておられるとのことでした。その中で良いと思ったのが、天童市の不登校児童対象の学校、天童市と熊本市が作ってるんですけど、全体で学ぶのが8割で、子どもたち自身で自由に発想して学ぶというのが2割という学校を作っています。その中で、子どもたちが先生になったりして、自ら学びに向かう力を養うという授業を子どもたちがとても喜び、成果につながっているような感じがしました。ただ、それを見学に来られた学校の先生は、自分たちはそういう学びの経験をしたことがないので、取り組むには少し勇気がいるということも言ってらっしゃいましたけど、先ほどのお話を聞いて総合的な学習で、

似たようなことをされていると思うのですが、そういった中で、全ての生徒が同じことを学ぶだけでなく、それぞれの児童が学びたいことを学ぶということができるのでしたら取り組んでみられてはどうかと思いました。

学校再編にあたって、例えば不登校が増えたときに、学校としてどう対応するかということをし頭に入れておいた方が良いと思います。増えないことが第1ですが、増えた時に、例えば古い校舎を活用するか、そういうことも頭に入れて、再編に取り組まれたらどうかと思います。それから、良いと思ったのが、「子どもを決して1人にはさせない、様子がおかしいときには寄り添う」ということを言っておられました。「君はできる、今日はできなくても明日は」などポジティブな言葉かけをすることがとても大切だということでした。中間市は先生方がそういうことに取り組んでこられて、青少年の主張大会で先生が話し掛けてくださったことで自分の気持ちが救われたってことを述べられた生徒もいますので、大丈夫だとは思いますが、本当にもう自殺者を出さないためにも、こういうことをもう一度、大切だという再確認を先生方にしていただきたいと思います。

森教育部参事 ご意見ありがとうございます。
不登校の取組につきましては、おっしゃられたように一人一人に合わせて学習ができるのは教育内容としては、理想的な形なのかと思いますし、それに近づけるような努力は考えていきたいと思っています。学校再編に向けても、そのような教育が可能な施設再編についても、今後検討してまいり所存でございます。また、先生方のポジティブな言葉がけという点につきまして、本当に大事なところだと感じております。この中間市においては、古くから同和教育に真剣に取り組んできた教育文化があります。その中で、先生方が子どもたちの生活に、しっかり根差した上で子どもたちが前を向けるように、子どもたちは自分の良さ、自尊感情等そういうのをしっかり持てるような取組を進めてきたという歴史がございます。そこをしっかりと大事にしながら、今後も教育活動に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。

太田教育委員 まず、過去に説明があったかもしれませんが、東中の2月26日のFBTについて内容等を教えてください。

それから、学校行事とは別でございますが教育に関連して1月に能登半島で大地震が起きまして、その直後に福岡市の市長さんが、能登半島では今教育が止まっていて、義務教育課程が少しずつ改善の兆しが見えているにしても、やはり困っている子どもたちがたくさんいて、その知人が市内にいる方については、学校での受け入れや、住居のサポート等をいち早く支援表明されていまして。中間市が何かしら対応する予定があるのか、すでにされているかもしれませんが、その点につきまして教えてください。よろしく願いいたします。

森教育部参事 まず1点目、FBTについてです。「フィードバックテスト」の略称で、定期考査問題で課題のあった問題で、もう一度しっかりと取り組んでいこうというものでございます。

それから2点目、能登半島地震の被災された生徒さんたちの学力保障の取組についてです。中間市として、具体的に声を上げているということはありませんが、確か熊本地震の時だったと思いますが、被災された方々がやはり生活が非常に苦しい状態で正式な手続きをすることも困難であるという中で、柔軟に受け入れを可能にするようにということが県から通知が来ておりました。今回も、そのような対応で必要に応じて柔軟に、きちんとそこに寄り添った対応ができるように考えております。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 意見になりますが、先ほど河本教育委員が先生方の親たちに対する見方や考え方を新入学の児童や生徒に対しての説明会等で説明された方が学校側としてはよく理解されるのではないかという話についてです。私もその通りだと思います。一番大事なのは八木教育委員がPTAの会長をされておられるから、PTAの会長さんたちが保護者に対して訴えることだと思います。保護者が保護者に訴えるという作業がなければ、幾ら先生たちがそういう話をしても一緒だと思います。保護者同士で、先生たちのことについて、お互いに大事にしていこうという呼びかけや行動をとっていただくような話し掛けをしていただければ、もっと効果があるのではないかと思います。PTA総会等で会長が話をされる機会があると思いますので、力添えをよろしく願いしたいと思います。

八木教育委員 お話を伺いまして、すごく痛切に感じるころではあるのですが、森教育部参事もおっしゃったように、価値観の多様化で考え方が保護者によ

ってすごく異なるというのは私はすごくひしひしと感じています。

PTA 活動の 1 つをとってもそうなのですけども、PTA も今なかなか苦境にきてる状況にあります。任意団体だとか、任意加盟の話とかそういったところもあるので、なかなか難しく先ほど言った PTA 総会等もコロナでほとんど書面決議などになっているので、保護者が一堂に会する機会というのがこの数年間ほぼ皆無の状態です。

ただ、私たちもそういう問題はやはり感じています。東中の話ですが、先日スマホに関して PTA である保護者が保護者向けにプリントを出しました。なかなか学校が言いづらいことを保護者が言おうという動きはしてるところはしています。実際、今学校が保護者に向けて厳しいことをなかなか言えない状況にある、または言うとか何か反発されるとか、そういった難しいところがありますので、PTA から言おうということで、子どもにスマホをあまり使うなど言っているけど、「そのあなた自身はどうなのですか」というようなことを書いたプリントを配布しました。東中校区の自治会にも配布されまして、先生方からも喜んでいただいたということがあります。このようなことは継続的にしなければいけないと思いますし、ひしひしと感じております。PTA 会長会等で、ぜひ話させていただければと思っております。

蔵元教育長

その他ご意見ご質問はございますでしょうか。

それでは続きまして社会教育施設行事について説明をお願いします。

亀井生涯学習
課長

令和 6 年 2 月の社会教育施設行事の主なものをご説明いたします。

中央公民館事業は 2 月は特に予定しておりません。

次に体育文化センターです。2 月 4 日日曜日に中間市体育文化センターにおいて、第 11 回中間市ペタンク大会が開催されました。市内在住、在勤、在学中学生以上の 3 人 1 組のチーム編成で行なわれ、20 チームの参加でございました。

次に、2 月 25 日日曜日に体育文化センターにおきまして、第 61 回中間市卓球大会が開催されます。団体戦は、自治会単位性別年齢問わず 1 チーム 3～4 人で構成されたチームとし、参加チーム数は制限しないとなっております。個人戦は、一般の部、70 才以上のシニアの部、初心者の部の 3 部門全て男女別によりトーナメント戦にて行うこととしております。参加料は団体 1 チーム 1,500 円、個人戦は無料となっております。

次に図書館です。22 日木曜日 14 時から、図書館名画シアターが行わ

れます。上映作品はジャッキーチェン主演の「酔拳」でございます。先着20人の定員を予定しております。

最後にハーモニーホールです。22日木曜日18時30分からエントランスホールにおきまして、「ミュージックスクエア」が開催されます。

出演はギタークラブレレレの皆さんによる歌と演奏でございます。

社会教育施設の主な行事予定は以上でございます。

蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 ペタンク大会運営が11回とかなり歴史が積み重なっていますが、参加数につきましては、年々増えてるのか、あるいはあまり変わらないのか教えてください。

それから、5日の卓球大会についてです。参加料が1チーム1,500円とのことですが、会場費等の運営費が足りるのか教えてください。

亀井生涯学習課長 まず、初めにペタンク大会の参加数でございます。コロナ感染者の影響もございまして、昨年までは参加チーム数の制限を設けておりましたが、今回からはフリー参加ということでございまして、昨年は12チームでございましたが、今回は20チームとかなり増えている状況でございます。

それから、卓球大会の参加料についてです。運営費等につきましては、会場費等を無料で提供しておりますので、そういった部分に充当するような形になりますので、十分その参加料で、賄えている状況でございます。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。
ないようですので、続きまして令和6年4月1日の機構改革に基づく要綱等の改正について説明をお願いします。

船元学校教育課長 令和6年4月1日の機構改革により、課名が変更となることから、各課において、関係要綱等を改正するものでございます。それでは、8つと数が多いことから、私からご説明させていただきます。

まず1つ目、中間市教育委員会点検評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱です。庶務を学校教育課から教育総務課に改正いたします。

次に2つ目、中間市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱です。

事務局を学校教育課から教育総務課に改正いたします。

次に3つ目、中間市教育委員会職員公益通報制度に関する要綱の一部を改正する要綱です。公益通報があった際の調整班の構成について、新役職名に改正いたします。

次に4つ目、中間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令です。部長不在時の代決について、学校教育課長から教育総務課長に改正いたします。

次に5つ目、中間市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令です。公印に関する総括を学校教育課から教育総務課にする等の改正を行います。

次に6つ目、中間市公立学校施設の目的外使用要綱の一部を改正する要綱です。これにつきましては、文言の修正や暴力団排除条例に関する条文の追加などの改正を実施します。

次に7つ目、中間市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱です。副会長を学校指導課長から学校教育課指導室長に、庶務を学校指導課から学校教育課指導室に改正いたします。

最後に8つ目、中間市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱です。委員として新設される未来創造部長を加える等の改正をいたします。以上でご説明を終わります。

蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 中間市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令についてです。以前に公印の見直しと認め印の見直しを行うということで内閣府や総務省から各自治体へ通知があったと思います。その時点で公印や認め印の見直しが行われていると思います。その見直しがされたあとの内容が今回の分だと思いますが、教育委員会会議開催にあたり教育長からそれぞれ教育委員個人宛に開催通知をいただいておりますが、これは事務連絡なので公印省略が良いのではないかと思います。今回の改正に関連してですが、この点については、どのように考えたら良いでしょうか。

船元学校教育課長 今衛藤教育委員がおっしゃったように、令和2年度に内閣府から公印見直しについて通知がございまして、当時教育委員会事務局内部でも協議をしまして、省略できるところ、例えば関係機関への簡単な通知や、ご依頼の回答文書につきましては、公印を省略するようしております。

ただ今回、教育委員会の会議開催についてにつきましては、皆様へのご依頼ということもありまして失礼にならないように、公印を押印しておりましたが、もし教育委員の皆様がよろしければ、省略させていただければ、事務の効率化を図ることができますので、そうさせていただけると、事務局としては大変助かりますが、そうさせていただいてよろしいでしょうか。

教育委員 《承認》

衛藤教育委員 私はそれで結構です。

それから、用語について第6条の「決裁済みの文書を浄書、校合の上、」とありますが、ここをわかりやすく言うとどのような意味なのか教えてください。

船元学校教育課長 まず、「じょうしょ」と読みまして決裁文書に忠実に誤字脱字のないように文書を作成することと規定されております。

次が、「きょうごう」と読みまして、これは決裁文書と浄書文書の内容が一致しているかを確認することとされております。昔の手書きの名残だと思います。今はほとんどパソコンで作っておりますので、こういうことも特に必要ないのかと思っております。

衛藤教育委員 ありがとうございました。

それから、中間市生涯学習推進本部設置要綱についてです。その内容については、5点あげてありますが、3番目の生涯学習施策の推進に関することについては、現時点で生涯学習課が中心になって取り組まれている事業だと思います。幹事長は教育部長をもって充てるということで、教育部長がいろいろな形で司っているようです。本部員と幹事を見たら、全庁的な部課長さん参加のもとに取り組まれているようですが、具体的にはどういうことをされているのか教えてください。

亀井生涯学習課長 まず、生涯学習推進体制の整備充実を図るために、市長を本部長とする全庁組織でございまして、中間市生涯学習推進本部を設置しております。

行政の内部から生涯学習の基盤整備を進めてまいるのでございます。生涯学習の基本計画の策定を初めとした計画の内容を全庁的に取り組み、推進するために各課の取組状況の把握や結果の報告等を毎年行っている状況でございます。全庁的に取り組む内容になってお

ります。生涯学習課単独での事務分掌ということではございませんので、事務局的なものは、生涯学習課が行っておりますけれども、各課で取組をやっていただくという内容になっております。

衛藤教育委員 市長を中心として、市民の生涯学習に関する取組をされていると理解しましたが、市民に対する生涯学習というのは、具体的にはどのような活動をされているか教えてください。

亀井生涯学習課長 生涯学習の取組は、まず初めに大きなもので申しますと中間市生涯学習基本計画に基づきまして、三つの柱を掲げています。その柱それぞれに沿って、推進に関わる基本的な施策を示して、計画の中に示しそれに基づいて、市民に向けたサービスであったり、学びの機会づくりであったりとか、環境の整備づくりに充実を図っていったところがございます。

衛藤教育委員 私は、人権教育基本計画答申というのに担当で関わっているのですが、その中には各課にどのような人権教育をやってほしいと項目が掲げてあり、それに対してそれぞれの課ができたできてない、或いはこれからやるという評価をされています。そのような形になっているのか、あるいはもっと全体的な網羅したような形で評価点検をされているのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

亀井生涯学習課長 衛藤教育委員がおっしゃられましたように人権基本計画と同じように、各課からの具体的な施策や施策の実施方法などの内容を報告をいただいている状況でございます。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。
それでは続きまして、中間市北九州朝鮮初級学校・九州朝鮮中高級学校就学助成補助金交付要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いします。

船元学校教育課長 北九州朝鮮初級学校・九州朝鮮中高級学校の組織改編により、学校名等が変更になったに伴い、必要な改正を行うものでございます。学校名が、九州朝鮮初中高級学校に、法人名が福岡朝鮮学園となり、要綱名自体も中間市九州朝鮮初中高級学校就学助成補助金交付要綱と改正いたします。ご説明は以上です。

- 蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。
ないようですので、その他のところで何か報告事項等があればお願いします。
衛藤教育委員。
- 衛藤教育委員 私の隣組で回覧版が回ってきましたが、その中に中間市内の休日の部活動は、令和8年度から地域クラブ活動になりますというリーフレットが入っていました。両面に印刷して、きめ細かに書いてありました。これについては、どのような形で取組をされたのかということと、できましたら私どもにも一部いただければありがたいと思います。
- 森教育部参事 そのリーフレットをこちら用意していますので、配布させてもらってもよろしいでしょうか。
- 蔵元教育長 お願いします。
- 森教育部参事 このチラシにつきましては、現在中間市で取り組んでおります学校部活動の地域移行に関して地域の皆様にも知っていただきたいということで作成配布をしているものでございます。
- 蔵元教育長 それでは、内容につきまして権藤学校指導課課長補佐が中心に進めておりますので、これまで発行に至った経緯と今後の計画等を説明していただきたいと思います。
- 権藤学校指導
課課長補佐 今回のリーフレットは、生徒、保護者及び地域住民が地域クラブ活動についての理解を深めるために作成しました。12月に推進委員会で協議検討したあとに各学校にて教職員で共通理解を図り、1月19日に中学1、2年生と小学5、6年生並びに保護者向けに全校一斉に配布しております。その後、地域住民には回覧板にて周知を行いました。地域クラブ活動の構築に向けたガイドラインでは、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるとの観点から地域住民にむけた情報提供も大切であるとされています。今後も必要に応じて情報提供をしていく予定です。
- 蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

- 衛藤教育委員 市民や保護者からの問い合わせはあったのでしょうか。
- 権藤学校指導
課長補佐 特にありませんが、非常にわかりやすいというご意見がありました。
- 蔵元教育長 それでは、この場ではなくても結構ですので、今後についても何か思うところやご意見等がございましたら学校指導課に連絡をいただければと考えております。
それでは協議事項に令和6年3月定例教育委員会の日程について説明をお願いします。
- 船元学校教育
課長 3月定例教育委員会の日程につきましては、
3月5日火曜日午前10時から、場所は議会開会中で委員会室が使用できず、また特別会議室も確定申告会場で使用できませんので、別館地下第1会議室を予定いたしております。ご協議をお願いします。
- 蔵元教育長 それでは、3月定例教育委員会の日程でございます、皆様いかがでしょうか。
- 教育委員 <<承認>>
- 蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。
- 八木教育委員 協議事項で、先ほどの地域クラブ活動について質問させていただきたいと思っております。令和8年度からとなっておりますので、関係してくるのが今の小学4年生からだと思っております。ただ、令和6年度の今年4月からは段階的に実施するという事なので、私どもは子どもを通じてこのリーフレットが来たことは知っていました。2点質問があります。1点目、保護者向けの説明会があるのかということと、もう1つは中学校によってある部活、ない部活がありますが、例えば、北中にはサッカー部がありません。ただ、休日はサッカー部として活動できると思っておりますが、ここには平日は各学校で活動するとなっております。再編前のことを考えたときに、平日はどこで何をするのかというのがわかりづらいです。その辺はどのようにするのか、そのときの指導は多分先生たちがされるのかと思っておりますが、場所やお金も絡んでくると思うのでどうするのかわかる範囲で教えてください。

権藤学校指導 課課長補佐 まず、保護者向けの説明会等については、各学校の部活動保護者会を通じて来年度クラブ化するところには保護者会を開いて詳しく説明するようにしています。それからサッカー部の例ですが、現時点で休日にクラブ化するものは野球・サッカー・柔道・陸上・吹奏楽となっています。練習会場等、平日の練習に関しては部活動で違ってきますので、そういった内容をリーフレットにして作成しているところです。現在、素案を学校におろして職員の共通理解をしているところで、意見があがってきたら協議等を行い住民の皆さんに知らせていこうと思っています。

八木教育委員 そうすると、今のご説明では例えば、北中でサッカーをやりたいとなったときに、サッカー部に入部できるようになるのか教えてください。

権藤学校指導 課課長補佐 サッカーに関しましては、指導者の負担を考えると今のところありません。ただし、陸上に関しましては東中を拠点にしながら部活動指導員を平日は付けますので、教職員の負担軽減を図りながら、全中学校から陸上をしたい子ができるような体制づくりを来年度は進めていこうと考えております。

八木教育委員 ここからは意見になりますが、住んでいる地域によって、できるスポーツが異なってくるという状況がやはり来年度以降も変わらないように思います。北小の前の校長先生が言っていたのが、部活動の影響で、わざわざ引っ越すということが今起きているということです。クラブチームじゃなくて部活動がやりたいという子も一定数いる中で、住んでる地域によって、できるできないがあるというのは、やはり是正しなければいけないと思っています。そういった意味で、もっと柔軟的に例えば平日も可能であれば、サッカー部の子だったら北中でも、東中、南中に行って部活動ができるとかそういったところを市からも何かサポートしていただいた方が、私たち保護者にとってもありがたいと思います。また、PTA 会費でいうと各中学校に対し、中学校の部活動で部活好友会というお金があるので、その使い方などはいろいろと協議しなければいけない点があるとは思いますが、子どもたちの不利益にならないような形にしていきたいと思っています。

衛藤教育委員 先ほどの話で、中学校の部活動説明会等があれば、その時期に説明の機会を設けられるという話でした。令和8年度からになると、今の中学1

年生はもう関係ないと卒業してしまうと思います。
先ほど、八木教育委員が言われましたように小学4年生からだったら、
中学入学するまでは保護者は何も関心持っていないと思います。
自分の子どもが野球部に入ったら初めて野球部への関心を持つのですから、
子どもが部活動に入るか入らないかでは、保護者へ話をしてもわからない部分
が保護者にはあると思います。
それで、小学校の保護者へ中学校に入ったら「野球部に入るよ」と言っ
たら、好きなことしなさいという声かけで応援してやることになると思
います。それで子どもたちが部活動に入って、帰る時間が遅くなる、あ
るいは日曜日に試合に行かないといけない状況が出てきたときに、保護
者が初めて関心を持ち始めるという感じだと思います。小学校の子ども
たちの保護者がどういうふうに部活動のことを知るかというのが、入部
後の子どもたちに大きな影響を及ぼします。だから、小学校の保護者
に対しての説明会をどこかで設けないとわからないし、先ほどの北校区に
ついては、例えばこの部活動がないからあえて転校したいということ
を言って、子どもが転校して学級数が1学級減ったと言う話も聞きます。
だから、学校については部活動で非常にプラスに感じたり、マイナスに
感じたりしております。全ての子どもが入部できるような、活動できる
ような、現時点での部活動体制をどうするかということが最も大きな課
題だと思います。だから、例えば東中であれば、クラブ活動の部活動行
進というものが、体育会でできますが、北中ではできません。
少ないから、そういう不都合が生じてますので、その辺は手をつけにく
い部分だと思いますが、あと2年間あると思いますので何とかそこも含
めて考えてやるべきだと思います。

権藤学校指導
課長補佐

ご意見ありがとうございました。また協議会で検討していきたいと思
います。説明会については、私が説明に行くということではありません。
協議会で各中学校の校長先生、理事の先生方がいますので各学校の顧問
を含む教職員に協議会での内容を周知するとともに、保護者会を開いて
保護者に説明をするといった意味です。それから、現在拠点校部活動と
いって自分のやりたい部活動がない場合や、専門的な指導者がいない場
合に活動できる制度や、合同部活動といって人数の少ないところが合わ
さってするという選択肢もあります。それも含めて、できる部活動から
教職員が負担を感じないように指導員を取り入れながら、できるところ
からやっっていこうと思っております。

蔵元教育長 義務教育課程に限らず、部活動が持つ教育的な意義というものは非常に大きいものであると考えております。子どもの可能性を最大限様々な選択肢がとれるように、教育委員会としても今後また研究を深めてまいりたいと考えております。

それでは続きまして、議決事項に移りたいと思います。

第3号議案中間市教育長の職務代理者に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

船元学校教育課長 第3号議案中間市教育長の職務代理者に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。この規則改正についても、令和6年4月1日付けの機構改革に伴うものでございます。教育長不在の際の教育長職務代理者に係る事務委任について、部長不在時の委任者を学校教育課長から教育総務課長に改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。

教育委員 ありません。

蔵元教育長 それでは第4号議案中間市中央公民館運営等に関する規則一部を改正する規則について説明をお願いします。

亀井生涯学習課長 第4号議案中間市中央公民館運営等に関する規則一部を改正する規則につきまして提案理由を申し上げます。

令和5年12月定例会市議会におきまして議決を受けました中間市中央公民館条例の制定に伴い当該規則の一部を改正するものでございます。改正の内容としましては、第1条中中間市総合会館条例第40条第6項及び第48条を中間市中央公民館条例第8条に改め、規則の根拠条文を中間市総合会館条例から、中間市中央公民館条例に改正し、第3条の2項中公民館運営審議会の出席数を半数から半数以上へ改正するものでございます。

この規則の施行日は令和6年4月1日としております。

つきましては、当該規則の一部を改正することにつきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 第3条に中央公民館運営審議会の内容がありますが、審議会の委員が互選をして会長を決めるという形になっています。会長を決められた人は審議会委員の皆様の推薦を受けている訳ですから、運営審議会の中で一番代表的な人だと思います。そういう立場の人なのに第3条では、会議は館長の要請により会長が招集し、館長の要請によりと言うことは館長が会議をなささいといえれば会議ができるけれど、館長が要請しなければできないというのは、何のために皆さんの中で選ばれた会長さんなのかと言うことです。通常、会長は必要に応じて委員を招集し議長になるという書き方です。何のための互選制なのかと思いますがいかがでしょうか。

亀井生涯学習課長 この中央公民館運営審議会と申しますのは、市の諮問機関となっておりまして、従いまして問題等が発生した時に、中央公民館の館長から審議会に対して意見を尋ね求めることとなっておりますことから、この第3条の文言の会議は館長の要請により会長が招集しというものになっておるわけでございます。

衛藤教育委員 今回の状態であれば、一度運営審議会の委員さんを決める会議とそれから年末に一度の総括と年2回ほどの会議をしていると思いますが、その時も館長の要請がいるのでしょうか。

亀井生涯学習課長 おっしゃるとおりでございまして、館長の要請から委員さんの招集を会長にお願いしている状況でございます。

衛藤教育委員 例えば、中央公民館で歴史民俗資料館の編集委員会などいろいろなものがありますが、そういうのは会長が招集し議長となると書き方がありますが、ここだけどうして館長の要請がいるのだろうかと思いますがいかがでしょうか。

亀井生涯学習課長 中央公民館の運営審議会のみならず、例えば社会教育委員会議であったり、スポーツ推進員であったりとか、そういった特別職の皆さんを招集する場合には、市の諮問機関に対しては市が各会長等に要請して、委員の

皆様を集めていただいて、会議を開くという手順になっております。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。
それでは承認をいただいたということで、続きまして第5号議案中間市生涯学習センター運営等に関する規則を廃止する規則について説明をお願いします。

亀井生涯学習課長 第5号議案中間市生涯学習センター運営等に関する規則を廃止する規則につまして提案理由を申し上げます。令和5年12月定例市議会におきまして、議決を受けました中間市総合会館条例の全部改正に伴い、中間市生涯学習センターが廃止となり、中間市総合会館別館となりましたことから、センターの廃止に伴い中間市生涯学習センター運営に関する規則を廃止するものでございます。
なお、この規則の施行日は令和6年4月1日としております。当該規則を廃止することにつきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により委員会の議決を求めますのでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 この規則を廃止することに伴って関連する中身と、それから廃止された中身の中でわからない部分がありますのでお尋ねします。
第7条の市の社会教育団体について、例えば青少年育成市民会議は、市の社会教育団体に当たるのでしょうか。もし当たらないのであればどういう理由で当たらないのか、それについてお尋ねしたいと思います。
もう1点は、総合会館の使用についてです。これまでは、中間市中央公民館で活動してきたサークル活動は、中央公民館が育てて、活発化させ、これまで活動が続いてきたと思います。今までの生涯学習センターが今回11月の臨時教育委員会で総合会館になるという、福祉施設の総合会館になると、今までの中央公民館を使ってきたサークル活動が総合会館の中で活動するということになりますので、総合会館で学習するのであれば、サークル活動は今まで中央公民館と深い繋がりを持っていたサークル活動の関係が切れてしまうのではないかと思います。サークル活動の歴史をさかのぼってみますと、中央公民館がサークル活動を生み出されて、そして育てて、これまで成長されてきたと思うので、中央公

民館とサークル活動は深い関わりがあると思います。今度は中央公民館が保健センターに移ります。それが総合会館で活動するとなると、関わりはどのようにしていくのかとこれから先、サークル活動について今まで関わってこられた、或いは何かサポートされてこられた関わりは、これからどのようにしていくのかということで中央公民館が果たす役割の中にサークル活動の支援とか、或いは活動のサポートとかが入ってるのではないかと思います。総合会館で学習サークル活動を続けていくのであれば、どのようなサポートができるのかというのが疑問点です。

基本的には、場所が全然違うところでどのようにサポートするのかというのが質問です。

亀井生涯学習課長 初めに青少年育成市民会議につきましての社会教育団体の登録ということでございますが、市青少年育成市民会議は、社会教育団体として活動させていただいておりますので、教育団体の中に含まれると認識しております。

それからサークル活動についてでございます。総合会館の別館として今後生涯学習センターが変わってまいりますので、館の運営、貸し出し、体育館の利用等につきましては、今後福祉支援課が所管して、サークル活動の支援を行っていくということになります。当然美術展等につきましてはこれまで通り生涯学習課が関連して、各サークルさんに呼びかけを行って、美術展、文化祭等を開催していく予定としております。

衛藤教育委員 まず最初の質問は社会教育団体として青少年市民会議を認めてあるのであれば、生涯学習センターを借りる場合は全額免除という規定です。ということは、青少年市民育成団体が主催する事業も全額免除と理解して良いのでしょうか。

亀井生涯学習課長 総合会館担当でございます福祉支援課で条例を制定しておる状況でございます。中身につきましてもこれまで通り、社会教育団体と福祉団体につきましては免除の申請があれば、全額免除という手続きを取れるように、検討しているところでございます。

衛藤教育委員 それに関連しまして、いわゆる生涯学習センターである中間市の公の建物のセンターは免除すると、ところがハーモニーホール市民会館は免除しないとなっています。これも、今後検討していただきたいと思えます。それからサークル活動につきましては、これまで私もサークル活動

をしていましたので、中央公民館のサークル活動の中では日常的に声かけをしたり、わからないことはすぐに聞ける状態でした。今後はサークル活動は総合会館で実施し、支援は中央公民館ですということ場で場所が全く離れます。サークル活動そのものにつきましては、中央公民館の方が色々育ててきたと思いますので、その関係が切れてしまうということに矛盾を感じます。日常的にサークル活動の職員が関わっていただきたいと思います。なぜかと言いますと、サークル活動は社会活動の一環だと思います。福祉の担当がするのではなく、社会教育を主にやっている中央公民館が関わるべきだと私は思います。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。
ないようですので、第5号議案については承認をいただいたということ
でございます。
続きまして、第6号議案中間市中央公民館条例の一部を改正する条例に
関する意見について説明をお願いします。

亀井生涯学習 第6号議案中間市中央公民館条例の一部を改正する条例に関する意見に
課長 ついて提案理由を申し上げます。
令和5年12月市議会におきまして、議決を受けました中間市中央公民館
条例におきまして、総合会館内の中間市中央公民館の機能を現在保健
センターとなっている施設へ移転することとしておりましたが、公共施
設の最適化の取組を推進するためその機能を設置すべき施設を引き続
き検討し、市民会館(なかまハーモニーホール)を社会教育、生涯学習行
政の拠点施設として位置づけ、中央公民館の位置を保健センターから市
民会館へ変更するよう条例の一部を改正するものでございます。
なお、条例の施行日は令和6年4月1日としております。
つきましては、当該条例を一部改正することについて、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第29条の規定により委員会の意見を求める
ものでございます。

蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。

衛藤教育委員 今までは保健センターに移動するというので、生涯学習課の3係全て
移動して機能も一緒に移動すると説明されていましたが、今度はハーモ
ニーホールに移転するということですが、ハーモニーホールのどこに3
係が入るのだろうかと思います。いわゆるハーモニーホールにつきまし

ては2階3階が貸館業務、会議室から貸し館も特別会議室も含めてそのような形になっていますので、1階のどこに入るのか、私が理解しているのは保健センターに移動するというので、教育委員会で意見を求められたと思うのですが、それが今度は急に、市民会館いわゆるハーモニーホールに変わると、生涯学習の拠点という形になりますが、保健センターでも拠点になれると思います。拠点については場所は関係ないと思うので、要はどういう体制をとってどのような活動を仕組んでいくかということが、拠点になるのだと思います。中央公民館の拠点は、保健センターでは駄目で市民会館だといけないというように受け取りました。その辺は私もよくわかりませんが、どうして急にそのような話になったのか教えていただきたいと思います。

蔵元教育長 これについては、生涯学習課3係、スポーツ振興係・公民館係・社会教育係があるうちの公民館係が、ハーモニーホールの場所は1階にということです。

亀井生涯学習課長 今現在進めておる計画でございますが、現在ハーモニーホールのインフォメーションの場所に、インフォメーションが今度エレベーター側に移動させていただいて、今の場所にインフォメーションがある場所に公民館係を配置するような方向で検討している状況でございます。それから社会教育係と、スポーツ振興係については、保健センターに事務所を構えるように計画しているところでございます。

衛藤教育委員 そうすると今回は、3係別々になるということですね。市民にとってはわかりやすい場所になっていますが、あの場所で活動ができるのでしょうか。社会教育活動というのは、私が理解しているのは中央公民館の職員も一緒になって、みんなと頑張るといことが基本だと思います。場所的に言うと、社会教育がますます衰退していくのではないかという気がしてなりません。

亀井生涯学習課長 とりあえずという言い方は失礼ですけれども、中央公民館係が、まずハーモニーホールのインフォメーションの方に事務所を構えて、その後コミュニティ広場の開発等も予定があるのかわかりませんが、そういう関係がございますので、その後、生涯学習課2係も含めたところで、ハーモニーホールに移動するような計画で進めてまいりたいと考え

ております。

衛藤教育委員 確認ですが、前回の教育委員会の際は、中央公民館が保健センターに入
って3係一緒になり、私は中央公民館という看板が保健センターに上が
るのだらうと思いました。しかし、今回の話では2係が保健センター
で、1係がハーモニーホールということは中央公民館という看板はどこ
にもかけられないのでしょうか。

亀井生涯学習 生涯学習センターのときにも、入口に簡単でございますが、木製の看板
課長 を掲げておりましたけども、今回もハーモニーホールに移動した時点
で、その看板をかける予定にはしております。

衛藤教育委員 ということは、保健センターには掲げないということですか。

亀井生涯学習 はい。
課長

衛藤教育委員 保健センターには掲げないということは、通称保健センターと呼んでい
ますが、今度からは、あの建物は何と呼んだら良いのでしょうか。

亀井生涯学習 特に名称はないのでございますが、名称は掲げることはないのですが、
課長 とりあえず生涯学習課の仮事務所として保健センターを活用していくと
いうことです。

衛藤教育委員 生涯学習課を保健センターに移す時に例えば、今保健センターで集団健
診が行われてます。集団健診の大型バス等が止められるということにつ
いても、今後検討しますという形で前回お話しされていると思うので
すが、それについてはどこが検討するのでしょうか。

亀井生涯学習 今後、健康増進課が当然その検診の担当しておりますけども、保健セン
課長 ターは、これまでどおり健診の会場として活用できる状況でございます
ので、大きな検診については、保健センターをこれまでどおり利用して
いくような形になろうかと思えます。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。
ないようですので、第6号議案についてはご承認をいただきました。

続きまして、第7号議案中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例に関する意見について説明をお願いします。

清水教育施設 第7号議案中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例
課長 について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、主に本年4月1日に実施予定の教育委員会事務局の組織改編に伴うものでございます。

内容といたしましては、審議会の庶務について、「教育施設課」としていたものを「教育委員会の事務局において市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事務を所管する部署」に改めるもので、具体的には、新設される「教育総務課」を想定しております。

また、今回の改正に合わせて、審議会委員の人数を「15人」から「15人以内」に、「小中学校の父母教師会」から「PTA」に改め、審議会の委員から「市の職員」を外しております。

委員の任期につきましては、「当該諮問に係る審議が終了した日まで」とし、「委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の選任期間とすること、また、委嘱されたときの当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その職を失うこと」に改めております。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日としております。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。

衛藤教育委員 今回の説明では15人と人数決定をされた分を15人以内と変えられたということでそれはそれで良いのですが、その中の内訳の中で、1番の市立小中学校のPTAを構成するものは、多分PTA会長さんだと思うのですが、これ会長の代表とか何も書いておりませんので、現時点であれば、10名いると、そして校長会の代表が何名かわかりません。それから、地域コミュニティ組織の代表者は、各校区まちづくり協議会の代表者だと思いますので6名、ここで人数をオーバーしますが、この構成するものという1番は、どなたを指しているのか、PTAの代表者なのか、それとも全員なのかというのはわかりませんが1つ質問です。

それからこれから先、開校準備協議会というのを開かれると思います。開校準備協議会の時に、これは住民説明会との繋がりがありますが、いわゆる就学前の保護者を開校準備協議会には入れるとこの前の説明会では説明されてます。そうすると、校区審議会については入学しようと

思ういわゆる就学前の保護者にとっては最も関心の高いものだと思います。その保護者を、教育委員会が必要と認めるものの中に入れてあるのか入れてないのか教えてください。

清水教育施設 まず構成している人員でございます。

課長

まず前段として、今まで構成員を15人の委員としていた部分は、この条例の決まりからいうと、15人ちょうどでないといけないということで、16人になってもいけないし14人になってもいけないので、15人以内という今の条例の規定の仕方に合わせたということで、15人以内になっております。

構成する委員さんの考え方ですけれども、まず第1号のPTAの方、PTA各学校によって会長さんである場合もございますし、母の会の代表の方という場合もあるでしょうから、PTAの会長さんにお諮りして、その中で1名ずつお出ししていただくかと考えております。

校長先生も、小学校の代表の校長先生、中学校の代表の校長先生で、地域コミュニティ組織の代表者につきましては、小学校中学校で自治会連合会、そういったところが校区の自治会ごとに校区が決まっているような節もありますので、ここは自治会連合会の会長さんを、我々としては想定をいたしております。ここを地域コミュニティ組織の方とすると、全市民が対象になって範囲が広くなりすぎますので、ここはあえて代表者ということで入れさせていただいております。そういったところで構成員の方は考えております。

それ以外にも先ほどおっしゃられました、未就学児の保護者の方、そういった方も入れた方がよいというようなこの審議会の中での意見がございましたら、またここで入れられるように、教育委員会が必要と認めるものは、入れられるように規定をいたしております。

基本的には通学区域審議会のこの条例は、今学校に通われてる方を対象に考えております。

開校準備協議会は、実際その学校ができた時に通われる未就学児の子どもさんの保護者を想定しているもので、今通われてる方で、これから通おうとする方ということで、我々としては区分けをして考えてるような状況でございます。

衛藤教育委員

いわゆる今の4校がこの前の新聞等の報道を見ますと2校に変わるわけですから、親にとったら自分の子どもが通う学校はどこの学校の校区になるのかということに関心事だし、それによっては親がいろいろ悩んだ

り喜んだり一喜一憂する部分があると思います。だから、PTAの会長さんはそのことに一番深い関わりをお持ちになっていると思いますので、代表が1人で本当に意見が反映できるのかというのが疑問点です。それから、地域コミュニティの代表者は、策定検討委員会についてはまちづくり協議会で、6校区の代表者が1人おられますので、6名の参加があったと思います。その方々がそれぞれの校区を代表して意見を述べられると思います。今回もその方々6校区を全部含めた方が、私は今までと違って、校区編成というのは大幅に扱わないと2校に決まらないと思います。そうすると、皆さんの意見を聞いて決められた方が私はより保護者たちの或いは参加する人たちの意見を尊重した会になると思います。何で私がそこまで強く言うかということ、今回決めたら小学校も関係してくると思います。今度は小学校も今6校ですが6校のままはいかないと思いますので、何校かになると思いますので、小学校と中学校と一緒に考えなければいけない問題だと思います。より多くの人たちの考え方をまとめられた方が私は校区については、より慎重に扱うという意味では大事なことだと思いますので、そういう意見を述べました。

清水教育施設
課長

ありがとうございます。

地域コミュニティ自治会校区そのことに関しましては、中学校よりも、現在のところ小学校区の方が繋がりが強く、例えば南校区中間校区というのもいわゆる南小校区、中間小校区とかいうことで小学校で固まっております。中間中は底小と中間小の児童が通われておりますので、そういった意味でも小学校につきましてはより慎重に校区コミュニティのことも非常に綿密に関わっておりますので、より慎重に考えないといけないと考えております。

中学校につきましては、とはいえ校区コミュニティにも関わっておりますので、自治会連合会の会長さんがそこら辺の事情を良くご存知ですので、自治会連合会の会長さんのご意見も踏まえながら中学校の通学区域というのを検討していきたいと思っております。

小中学校のPTAさんもより多く入っていただければ、もちろんよろしいかと思いますが、私実は先週PTA連合会の話し合いに参加させていただきました。それ1回だけではなくて今後も機会があれば、ぜひ呼んでください、それまでわかってる情報を報告させていただきますのでということで、異動も兼ねてちょっと挨拶に行かせていただきました。そういう形で、PTAの皆様方の意見をどんどん受け入れて、そして、あらゆる場所で、保護者の方の意見をまた訴えていって、取り入れて通学

区域とか心配事とか、そういうのを少しでもなくせるように取り組んでいきたいと思いますので、そういう情報を我々が収集してあらゆる、こういった場で提示させていただいて、少しでも不安をなくすように実を取るような政策をやっていきたいと考えております。

衛藤教育委員 それから、いわゆる通学距離が3キロ以内という前提で、学校選定をす
るとおっしゃっていますので、中学校の通学距離が3キロ以内というこ
とで、それなりの制限が出てくると思います。
その際に、いろいろな地域の方々のご意見ご要望等があると思いますか
ら、そういうものをできるだけ大事にさせていただいて、校区審議会をし
てほしいというのがお願いです。一度決めたら、その後の変更は困難だ
と思います。
私も非常に荒っぽい意見ですけれど、この際校区をなくしたらと、希望
制にして、「どの学校を希望しますか」ということでアンケートをとっ
たら上手く分かれるのではないかと思います。
子どもたちは親たちを含めて、自分はどこ校区に行くかということ
を真剣に考えるわけですから、そうしたら結構、我々が頭で考えてるよ
りも、子どもたちがうまく分かれて、人数がほぼ平均化するじゃないか
という考えを持っています。
だから校区を絞らないで、なくすという考え方もあるのではないかと
思っています。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。
ないようですので、第7号議案については、ご承認をいただいたとい
うこととございます。それでは、第8号議案中間市教育委員会職員人事評
価実施規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

船元学校教育 第8号議案中間市教育委員会職員人事評価実施規則の一部を改正する規
課長 則について提案理由を申し上げます。
定年が段階的に延長され、定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用
制度を導入することに伴い、当該職員に対しても人事評価を実施する必
要があること等から所要の改正を行うものでございます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

蔵元教育長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございますでしょうか。

衛藤教育委員 「当該被評価者に係る評価者は、当該被評価者が属する課の課長とする」という規定があります。それで指導室は室長という形になると思いますが、室長は課長と読みかえて良いのかというのが1点です。それから、「定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員」とありますが、どのような職員なのか教えてください。

船元学校教育課長 まず職員につきましては、市長部局と同様の取り扱いで、課長が人事評価を行うことになっておりまして主幹は行いません。

2点目は、まず定年前再任用短時間勤務職員というのは、60歳に達した日以降に何らかの事情で辞職された方が、例えば介護とかで一旦辞められてもその事情がなくなってまた働きたいという時に、短時間の勤務で定年退職相当日まで勤務することを言います。

それから、暫定再任用職員につきましては、定年が65歳になるまで今引き上げの期間中ですが、その定年年齢から65歳到達年度までの期間、定年退職した職員をフルタイムまたは短時間の再任用職員として採用する制度でございます。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問はございますでしょうか。

それでは、第8号議案につきましては承認をいただいたということでございます。

本日の議事等は全て終了しました。

その他ご意見ご質問はございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年2月定例教育委員会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

[閉会時刻：11時53分]

令和 6 年 4 月 2 日

教育委員 八木 秀和

教育委員 衛藤 修身